



『学びのサポート』

～視覚障害のある児童生徒への支援～

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園 視覚支援センター

目次

第1章 視覚障害とは？	2
眼の疾患	2
視覚障害のある児童生徒に必要なこと	4
視覚障害の教育的影響	4
第2章 実態把握.....	5
第3章 サポートチーム	6
第4章 弱視の児童生徒への支援.....	7
第5章 全盲の児童生徒への支援.....	13
第6章 視覚障害のある児童生徒への特別な指導	17
第7章 機器・最新の技術・教材.....	21
第8章 歩行（O&M：オリエンテーションとモビリティ）の指導.....	23

この冊子には、視覚障害のある児童生徒が能力を存分に発揮し、学校生活を主体的に楽しむために必要な支援が書かれています。視覚障害教育に携わる教員や保護者の方々に読んでいただきたい内容です。

ご質問・ご相談等、ございましたら、埼玉県立特別支援学校塙保己一学園 視覚支援センターにご連絡ください。特別支援教育コーディネーターがご支援いたします。

1 : 視覚障害とは？

視覚障害とは、眼鏡をかけても「見えない」「見えづらい」状態を指します。視覚障害の性質や程度は一人一人異なるため、各児童生徒が効果的に学ぶためには指導法や教材について個別の対応が必要です。

視覚障害には主に「全盲」と「弱視」の2つの分類があります。（以下、弱視は、教育的弱視を指します）

全盲

視覚を完全に失っている場合から、視覚よりも他の感覚に依存している状態までを含みます（光を感じる光覚弁、手の動きが分かる手動弁、指の数が分かる指数弁）。全盲の児童生徒は通常、点字を読み書きの手段とします。

弱視（教育的弱視）

矯正後でも良い方の目の矯正視力が0.3未満の状態をいいます。視覚障害児の多くは弱視であり、残存視力を活用します。視覚補助具や環境の配慮が必要です。

視覚障害はさらに「先天性」と「後天性」に分類されます。視覚障害発症の年齢や発達段階は、知識、技能や概念の獲得能力に影響を与えます。先天性の児童生徒は概念形成に困難を抱えることがありますが、後天性の児童生徒は視覚記憶を保持しており、視覚的な説明を理解することができます。

同じ診断名や視力を持つ2人の児童生徒でも、見え方や学び方が異なる可能性があります。視力は以下のような要因によって変動したり、一時的に影響を受けたりすることがあります。

- 障害の特性
- 天候 まぶしさ
- 時間
- 疲労
- 不適切な照明
- 葉の影響
- 健康状態全般

眼の疾患 （以下は、現場で見られる主な眼疾患です）

医学的弱視

眼球に器質的な病変はないが、はっきりと見る経験が乏しいために、視力の発達が遅延した状態。早期の治療で回復が望める場合があります。医療関係者が「弱視」と言った場合は、医学的弱視を指しています。

近視

網膜の前方にピントが合う状態。近くは見えますが、遠くがぼやけて見えます。凹レンズで矯正されます。

遠視

網膜の後方にピントが合う状態。遠くのものも近くのものもぼやけて見えます。凸レンズで矯正されます。

乱視

角膜や水晶体のゆがみがあるため、目に入った光がどこにも焦点を結ばない状態。対称的なゆがみは、円柱レンズで矯正されます。ぼやけて見えたり、何重にも見えたりします。

斜視

眼筋の不均衡により、両眼の視線が正しく目標に向かない状態。小児期からの斜視では斜視眼が弱視になったり、両眼視機能の発達が妨げられたりすることにより、奥行き知覚に困難を伴うことがあります。

白内障

水晶体の混濁。先天的な場合もあります。視力が低く、特に明るい光の下で近距離・遠距離の視覚作業が困難になります。色の識別も弱い場合があります。

緑内障

眼内の圧力が視神経を損傷し、視力低下や視野欠損を引き起こす疾患。定期的に眼科医による眼圧測定が必要。

網膜剥離

網膜の一部が眼球の支持構造から離れて分離する状態。早期であれば外科的処置により再接合が可能です。

加齢黄斑変性

視力低下や変視（物がゆがんで見える症状）により、黒板や印刷物の読み取りに支障をきたします。

眼振

目が不随意に動く状態。多くの眼疾患に関連しますが、単独の症状として出ることもあります。

視神経萎縮

視神経が機能しなくなり、網膜から脳への正確な視覚情報の伝達ができなくなる状態。中心暗点（視野の中心が欠ける）がある場合には、わずかに横目の状態で見ることがあります。視力低下や視野の欠損が見られます。

網膜色素変性

遺伝性疾患。特に周辺視野や夜間視力に関わる桿体細胞^{かんたい}が変性して、視野が狭くなり、夜盲、強い光への過敏が見られます。

未熟児網膜症

網膜血管が未発達な状態で生まれた児に起こり、強度近視や医学的弱視、斜視、網膜剥離が続発症状として生じることがあります。視力や視野に問題が見られます。全盲になることもあります。

アルビノ（白皮症）

目、皮膚、毛髪の色素が欠乏する遺伝性疾患。視力の低下、光に対する過敏性、眼振がみられます。紫外線から、目や皮膚を守る必要があります。日焼け止め、長袖・長ズボン、帽子、日傘、遮光眼鏡などで対策をします。

糖尿病網膜症

進行すると視力低下や視野障害、かすみ目、飛蚊症などの症状が見られ、最悪の場合、失明に至ることもあります。

視覚障害のある児童生徒に必要なこと

視覚障害のある児童生徒にとって、以下のような環境が整えられることが重要です。

- 学校および地域社会の中で社会的関係を築く機会が与えられること
- 視覚障害があるからとあきらめず、障害を受容し、何にでも挑戦できるような機会を与えられること
- 自らの強み、才能、学習スタイル、興味に気づくよう支援されること
- 意思決定や話し合いの場に積極的に参加できること
- 目標、夢、希望を育む機会があること
- 学校のあらゆる場面で安全で快適に過ごせること
- 視覚障害教育に十分理解のある教員や支援者等と関わること
- 適切な教材やテクノロジーが提供されること
- 合理的配慮と発達を促す視覚支援機器が用意されること
- 毎日、成功体験を味わえるような機会があり、自尊心を高められること
- 適切な行動が求められること
- 効果的なコミュニケーション能力を身につけること
- 自立性と対応力を学ぶこと
- 有意義な進路に向けた早期計画を立てること

視覚障害の教育的影響

視覚障害のある児童生徒が教育上、特に影響を受けやすいことを以下に挙げます。

- 概念の発達
- 対人コミュニケーション
- 日常生活スキル
- 歩行（移動）
- 学力

概念の発達はすべての学習の基盤となります。空間認識、時間の概念、身体意識、自己認識といった基本的な概念は、自分の世界を理解するうえで不可欠です。これらの概念は、視覚障害のある児童生徒に対しては意識的に教える必要がある場合があります。学力の発達に主眼を置くと同時に、個人の成長に向けた多様な機会を提供することは、大きな意味を持ちます。

前向きな自己イメージ、適切な身だしなみ、良好な人間関係、自立した行動、実りある社会生活などへの支援は、健やかな成長にとって重要です。視覚障害のある児童生徒にとって、教室は発達が育まれる可能性のある素晴らしい場です。

2 : 実態把握

児童生徒の情報収集

児童生徒の視覚障害に関する情報には、以下のようなものがあります。

- 医療的情報
- 機能的視覚
視力・視野・眼球運動・両眼視・調節力・視覚情報処理・視覚と身体の協調など、日常生活や学習活動に活用
- 教育的支援

視覚障害のある児童生徒は、眼科医による検査を受け、その視覚障害の種類と程度を把握する必要があります。

機能的視覚は、児童生徒の「見え方」の実態を示すものであり、教育計画の立案や指導方法の工夫のために必要です。児童生徒の学習環境において、どのように視覚が使われているか、どのような調整が必要かを把握するため、さまざまな評価手法や指標が用いられます。児童生徒を実際に教室内で観察することも大切です。その結果を受けて、児童生徒に最適な教科書（点字・拡大・デジタル）や、視覚補助具が選定されます。これらのチェックは、定期的に繰り返して行います。

機能的視覚は、教育計画の基礎資料となります。ロービジョンケアのできる眼科で眼科医や視能訓練士に相談できます。日本眼科医会のホームページに、ロービジョンケア施設の情報が載っています。紹介状が必要な場合があるので、問い合わせてください (<https://www.gankaikai.or.jp/>)。また、教育的支援のためには、以下のような情報も必要です。

- 視力（遠近）の具体的な数値（遠く：黒板を見る 近く：教科書やノートを見る）
- 教室内での座席位置に関するアドバイス（照明や黒板との距離など）
- 予後に関する所見（今後、視力や視野などが低下するかどうか など）

また、自分の見え方を他の人に説明できること、必要に応じて自分から支援を求めることはとても重要です。

適切な「学びの場」の決定

児童生徒の実態を考慮して、どの教育機関で学ぶことが適切なのかを考えます。選択肢としては以下が考えられます。

- 地域の学校 通常学級（支援員あり・なし）
- 地域の学校 弱視学級
- 視覚特別支援学校（埼玉県立特別支援学校 塙保己一学園）
（他の障害や発達障害がある場合には、知的・情緒・肢体不自由等の支援学級や知的・肢体不自由・聴覚・病弱の特別支援学校が選択肢に加わります）

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況を勘案しながら柔軟に見直しができます。所属校や市町村教育委員会、特別支援教育コーディネーター等に相談してください。

- ※ 埼玉県には、視覚障害の通級はありません。本校からの巡回相談やサテライト相談、来校相談をご利用ください。
- ※ 必要な学習をするために、在籍する学校、学級以外に学籍を置く「支援籍」という埼玉県独自の制度があります。

3 : サポートチーム

児童生徒、保護者、地域社会、学校関係者、医療、福祉が良好な連携を築くことは、とても大切なことです。

視覚障害のある児童生徒を支援するチームのメンバーには、以下のような人々が含まれます。

- 児童生徒本人
- 保護者
- 弱視学級・通常学級担任
- 特別支援教育コーディネーター
- 学校管理職（校長等）
- 眼科専門医
- 視能訓練士
- 歩行指導者
- ICT 指導者
- 他障害がある場合 PT OT ST 心理士等

個別の教育支援計画（プランA 長期的視点） 個別の指導計画（プランB 短期的視点）の作成

担任は、視覚特別支援学校と連携し、支援計画・指導計画を作成します。

支援計画を作成する上で、必要な情報

- 児童生徒は実際にどのように見えているのか？
- 児童生徒の学力、興味は？ 特に注目すべき強み、弱み、配慮すべき点はあるか？
- 支援員は配置されているか？ その役割は？ 相談できる人は誰か？ どう連携するか？ いつ連携会議を行うか？
- 児童生徒の自立度は？ どの程度の支援が必要か？
- 授業、テストの準備で特に必要なことは？
- これまでに有効だった支援策は？ 児童生徒のニーズは何か？ 注意を要する点は？
- 児童生徒が使用している／必要としている機器はあるか？ それは何か？ 誰が管理するか？ 予備はあるか？
- 指導上の問題や有効な対処法はあるか？
- 児童生徒の環境について。安全、緊急対応、休み時間、体育、図工・美術、技術科、家庭科などのへの配慮は？
- 他の児童生徒と良好な関係が築けているか？
- 視覚障害以外の障害や疾病があるのか？
- 視覚補助具の有効性。練習が必要かどうか？
- 歩行（移動）について視覚をどの程度活用できるか？ 白杖操作の指導が必要か？

4：弱視の児童生徒への支援

弱視の児童生徒は、さまざまな視覚障害の状況を示します。たとえ同じ眼疾患と類似の視力と診断された場合でも、弱視の児童生徒が同一の機能的視覚を持っているわけではありません。視力は変動することがあり、疲労、光のまぶしさ、照明条件、時間帯などの要因に影響を受けることがあります。したがって、弱視の児童生徒のニーズを考慮する際には特別な配慮がいらいます。必要に応じて 配慮事項を支援計画に組み込むとよいでしょう。

教室での配慮事項

児童生徒の受け入れ

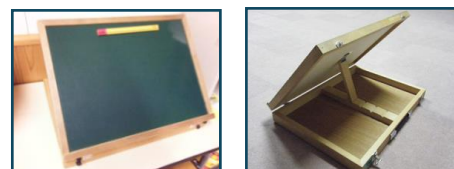
- 他の児童生徒からの眼の状態に関する質問に答えられるように準備しましょう。
- 会話は表情やボディランゲージではなく、必ず言葉で伝えましょう。会話をする際には、相手の顔を見てアイコンタクトを取るよう促しましょう。
- 人や物の位置を説明する際は、具体的でわかりやすい言葉を使いましょう。
- 声のトーンは普通で構いません。
- 「見る」「見て」などの言葉を使っても問題ありません。これらは児童生徒の語彙の一部です。
- 見えていないのに見えているふりをするケースがあるため、「見えづらさ」や「どこまで見えているか」を言葉にできる力を育みましょう。
- 声をかけるときには、児童生徒の名前を呼んでから話しかけましょう。教師の声に慣れていない場合は、話しかける際に名乗りましょう。他の児童生徒にもそうさせましょう。また、その場から離れるときには必ず伝えてください。

安全面

視覚障害のある児童生徒にとって、校舎内の移動は大きな課題です。ほとんどの場所には潜在的な危険が存在します。教室移動、図書室利用、全体集会などには、事前の計画が必要です。児童生徒が使用する各教室について、危険をチェックしましょう。以下の提案は安全な環境の整備に役立ちます。

- できるだけ早く校舎全体を児童生徒に案内し、慣れさせましょう。
- 校庭を横切らずに安全に移動できるルートを案内しましょう。
- 下駄箱やロッカーは、他の児童生徒とぶつからないように端の方が良いかもしれません。場所を決める際には、導線も考えます。必要に応じて、下駄箱やロッカーの枠をテープで囲む等の方法で、位置を分かりやすくしてください。
- 児童生徒が使用する廊下、階段、教室内の物を極力 整理整頓しましょう。特に顔の高さに突起物が無いように点検しましょう。
- 教室内のすべての備品の位置を児童生徒が把握できるようにしておきましょう。配置を変更する際は、必ず事前に伝えてください。
- 階段や段差は、コントラストのある色のテープや塗装ではっきりさせましょう。
- 戸棚やロッカーの扉は常に閉めておきましょう。ドアは、開けて固定するか、閉めるか、どちらかにします。
- 教師や他の児童生徒に、視覚障害者のガイドの方法を教えましょう。
- 校外学習や見知らぬ場所への移動時には、付き添いの教員や介助、友達をつけましょう。

座席配置



- 教室での座席は児童生徒の機能的視力に応じて調整します。
- 多くの場合、教師や黒板に近い前方の席が適しています。
- 左側が見えづらい場合は教室の左側の席、右側が見えづらい場合には右側の席が望ましいです。
- 照明の配置にも配慮しましょう。児童生徒の正面に窓や照明がないようにし、まぶしさを避けます。教師も、窓や照明の前に立って指導することは避けましょう。
- 顔を近づけて見る生徒の場合、姿勢を保つために書見台（写真 正面と裏側）や傾斜机を使用します。足は床にしっかりとつけ、書見台は首を無理に曲げずにすむ角度にします。
- 物語の読み聞かせやビデオ視聴などのグループ活動では、必要に応じて見やすい席に座るようにさせます。

羞明（まぶしさ）

- できるだけまぶしさを排除しましょう。これは目の疲労を軽減します。光沢のある机の表面や光沢紙は光を反射するため避けましょう。黒や濃い色のマット紙（ツヤ消しをした紙）を机の上に置くことで、まぶしさを最小限に抑え、コントラストを強調できます。マット仕上げの紙が児童生徒の作業には適しています。
- 必要な照度は視覚障害の状態によって異なります。非常に光に敏感な児童生徒もいます。自然光、人工光、昼夜の照明に対して配慮が必要です。最適な照明を見つけるには、児童生徒と教師と一緒に試してみることが大切です。
- 卓上ライトを使用する場合は、アームを調整し、光が直接、児童生徒の目に入らないように配置します。まぶしさや影ができないように設置しましょう。
- 電子黒板がまぶしいと感じる場合があります。弱視の児童生徒には、電子黒板で映す内容を個人用の印刷物として配布する必要があるかもしれません。
- 遮光カーテンの利用が効果的な場合があります。
- 屋外では、バイザーや広いつばのある帽子で光の強度を調整し、遮光レンズでまぶしさや反射を軽減できます。

コントラスト

コントラストを最大化することで、児童生徒が得られる情報量を増やすことができます。物体と背景の間に明確なコントラストがあることで、その物体はより見えやすくなります。読書、書き取り、図工・美術、体育の場面で特に重要です。

- 白と黒、あるいは黄と黒が最もよいコントラストを生みます。まぶしさが問題であれば、薄黄色の背景に濃い青、緑、紫も良いかもしれません（その逆も）。児童生徒が好む紙の色を試してみましょう。太い芯や濃いインクの鉛筆・ペンを好む場合があります。
- 黒板はできる限りきれいに保ちましょう。児童生徒によっては白または黄色のチョークを好むことがあります。太いチョークもあります。ホワイトボードはまぶしさを抑え、濃いマーカーを使用すれば良いコントラストになります。
- 見せたい物の周囲に物を置かないようにしましょう。
- 混乱を招くような模様のある教材の使用は避けましょう。
- 図は太線で描き、明瞭、簡潔にしましょう。細かすぎる情報は混乱を招きます。
- 太くはっきりした印刷は、良好なコントラストを提供します。拡大印刷の際は、ぼやけないように印刷します。

色覚特性

色覚特性のある児童生徒は、男性 20 人に 1 人、女性は 500 人に 1 人程度の割合でいるので、学級に 1~2 人いる計算になります。日常生活に大きな支障がないことも多いですが、学習指導や進路指導などにおいて教育活動上の配慮が必要です。

- 白と黄色のチョークが見えやすいです。また、色覚特性があっても見えやすい色のチョークもあります。
- 文字と背景の色は、明暗のコントラストをはっきりさせます。
- 絵の具を使う場合、パレットの端に色を記入しておきます。クレヨン、色鉛筆、マジックには、色名を記入します。
- 色分けをして示すときは、色以外の模様や文字をつけて分かりやすくします。
- 色覚により制限される資格や職種についての情報提供をします。
- 「色のシミュレータ」というアプリを使うと、さまざまな色覚特性を持つ人の色の見え方を体験できます。

指導の工夫

- 教師は、児童生徒の学習状況や視力の変化を考慮し、個別の支援計画・指導計画を作成し、定期的に見直します。
- 視能訓練士により、児童生徒が疲労なく適度な距離で読み続けられる文字サイズが評価されます。その際、読みの速度も重視されます。「MNREAD (エムエヌリード)」という検査を実施すると、読書に最適な文字サイズが測定できるので教科書を選ぶ際に参考になります。
- 小学校低学年では通常の文字サイズでも問題ないことがありますが、3~4年生頃から拡大が必要になることがあります。反対に、ルーペや拡大読書器の使用の上達によって、文字サイズを小さめにしていく方が良いこともあります。毎年、見直しをすることが大切です。
- 拡大文字の使用時期については児童生徒自身の意向も尊重します。(教科書は拡大文字、読書は通常サイズなど)
- 出版されている教科書の拡大文字は通常 22 ポイントから 30 ポイントです。それ以上のポイント数が必要な場合には、ボランティアに依頼して教科書を作成します。
- 拡大教科書は、冊数が増えるので、置く場所を確保します。
- 弱視の児童生徒が拡大テキスト、録音教材、印刷物を必要とする場合は、事前に準備しておきましょう。
- 児童生徒にとって最も読みやすい文字の大きさや太さ、フォントを調べておきます。文字と文字や行と行の間隔も検討してください。すべての児童生徒に大活字が必要とは限りません。普通の印刷物を目に近づけて読める場合もあります。印刷は、太く、はっきりとしたものが見えやすいです。明朝体よりも、ゴシックや UD フォント (ユニバーサルデザインフォント) の方が読みやすく、白黒反転すると文字が見えやすくなる場合が多いです。
- 実演や視覚教材を使うときは、児童生徒の近くで指導しましょう。
- 黒板に書きながら内容を口頭で説明しましょう。板書が見えない場合は、拡大印刷物や点字資料を提供します。手書きよりも活字印刷の方が読みやすい場合もあります。
- 板書を見る、または写すために黒板へ近づく、または机を近づけることを許可しましょう。
- 児童生徒のノートが正しく取れているか定期的に確認しましょう。
- 視覚補助具やデジタル端末などを適切に使用させましょう。
- 作業時間は余裕を持たせましょう。多くの課題に時間がかかるため、提出物の量を調整してもよいでしょう。
- できる限り触覚的・具体的・実物の教材を使用しましょう。これにより、「触ってわかる」学習の機会が増えます。
- 机上や棚には視覚障害に対応した教材を置くため十分なスペースが必要です。児童生徒には、ノート、机、棚、ロッカーの整理整頓の習慣を身につけさせましょう。教科書やノートの色分けも有効です。
- 視覚的課題と非視覚的課題を交互に行い、目の疲労を避けましょう。

- 視覚教材が見えるかどうか確認するときは、「これ見える？」ではなく「何が見えるか教えて」と言しましょう。
- 多くの読書量が必要な場合は、介助者や他の児童生徒が読み聞かせたり、録音を使用したりすることも検討します。
- 重要でない情報は省略しましょう。重要な箇所にマーカーを引かせたり、省略可能な部分を教えたりしましょう。
- 聴覚のみで情報を得るのは想像以上に疲れます。概要や要点、重要概念を提供して、学習時の疲労や混乱を避けましょう。
- 弱視の児童生徒には、教材の一部に対して追加説明が必要な場合があります。
- 一部のスキルには、手を添えて教える方法が効果的です。
- 児童生徒に自己主張を促しましょう。援助を求める・断る・ニーズを伝える方法を学ぶことが重要です。
- 自立的な取り組みを奨励し、他者への過度な依存を防ぐための積極的な対応を取り入れましょう。
- 体育、理科実験、美術などの活動への参加が難しくなる場合があります。視覚以外の感覚をどのように活用するかという指導のねらいを明確にすることが重要です。
- リーディングトラッカー（タイプスコープ）（写真上）を使って読む対象に集中できるようにします。読むだけでなく、書くときにも便利です（写真中）。
- 罫線が見えづらい場合には、弱視ノート（写真下）が市販されています。罫線やマスが青や茶色で見えやすくなっています。白い筆記用具で書けるように黒いノートもあります。
「日本点字図書館わくわく用具ショップ」 (<https://yougu.nittento.or.jp/>)
「日本ノート School Line 合理的配慮のためのノート」
(<https://www.nippon-note.co.jp/lp/gouriteki/>)
- 普通のノートの罫線をペンで濃くしたり、パソコンで作成したりすることもできます。
- 漢字など、文字の練習には、マスの中に線が入っているものが使いやすい場合があります。

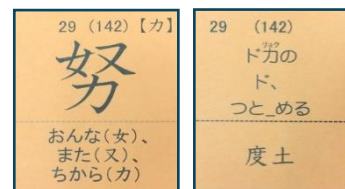


試験

試験は、弱視の児童生徒にとって大きな困難を伴うことがあります。試験結果は、その教科内容に関する理解を反映できるようにします。弱視の児童生徒は、他の児童生徒よりも試験に時間がかかる場合があります。特に長時間の読み取りや筆記を必要とする試験をする際には、配慮が必要です。

- 問題数を減らしたり、試験に追加の時間を与えたりします。複数回に分けて試験を行う方法もあります。
- 問題・解答用紙を拡大印刷します。
- 拡大読書器やルーペの使用を許可します。
- パソコンを使って入力したり、解答を録音したりするなど、代替手段を提供します。
- 代筆者を提供したり、試験を口頭で行ったりするやり方もあります。
- マークシート方式の使用は避けます。
- 外部の試験は、主催者に申請をすることで、試験時間の延長を認められる場合があります。時間の延長は原則として最低限1.3倍程度です。

国語



- 弱視の児童生徒は読書速度が遅くなるため、語彙力、読解力に重点を置きましょう。
- 漢字は、パーツに分解し、唱えて覚える方法もあります。「ミチムラ式漢字学習法」には、カード(写真表/裏)と電子書籍があります。その他、筆順を学べるアプリもあります。
- 文字の学習では、児童生徒が書いているところを見て、正しくかけているか確認しましょう。

算数・数学

- 弱視の児童(特に低学年)には、算数の基本概念を習得するために実物を手で操作させることが大切です。
- そろばんや音声電卓を使用する際には、加減乗除の基本概念を十分に理解させましょう。
- 暗算力をつけさせましょう。そろばんは、暗算力を鍛えます。
- 数えたり分類したりする物を置くために、分けられたトレイを提供します。
- 測定器具は個別に取り組めるようにしましょう。
- 測定活動を行う際は、単位を十分大きくして児童生徒が自力で作業できるようにします。
- 板書の代わりにワークシートを用意しましょう。
- お金を教える際は、本物を使用しましょう。硬貨やお札の弁別も重要です。
- 図表・幾何などには、拡大教材や拡大読書器の利用が特に有用です。実際の大きさが分かるようにした上で、拡大したものを扱うようにします。
- 定規や分度器は、白黒反転ものや、数字や目盛りがはっきりしたものなどが市販されています。

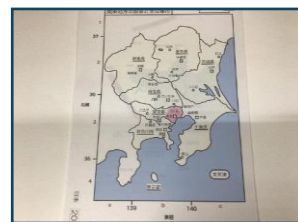
理科

- 実験や観察は、最初から最後まで、自分でできるように支援や準備等を行います。
- 実験の前に、器具や試薬などを確認させます。
- 実演を見る際は、状況を細かく説明しながら行います。
- 危険なものを扱う際、保護ゴーグルや単眼鏡、タブレット端末を使用するなどして、近づきすぎないようにします。
- 実物がない場合には、模型等を使用します。
- 透明なものは、見えにくいので、背景を黒く(白く)したり、器具にテープを貼ったりします。色の変化を見る際にはコントラストを利用します。
- 目盛りがでこぼこしている実験器具(写真左) ルーペがついている観察用の容器(写真中側面)(写真右上から)もあります。



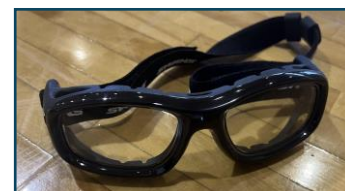
社会

- 凸線地図、拡大地図、太線地図を使用しましょう。細かすぎる情報は理解しづらいので情報量を精選するようにします（写真上）。
- 資料をたくさん使う場合があります。教科書や資料集のページだけでなく、ページのどのあたりに載っているかを具体的に示してください。
- 図、表、グラフは、見えにくさを考慮して要素を3つ程度にするなど、分かりやすいものを用意します。
- 社会経験が不足していることが多く、学習を行う上での困難が生じやすいので配慮が必要です。
- 株式会社 帝国書院から「みんなの地図帳」（写真下）が販売されています。弱視の児童生徒を対象に、見えやすく使いやすいように工夫されています。



体育

- 必要に応じて保護ゴーグル（写真）を使用しましょう。眼鏡の上からかけられます。また、水泳指導で使用する度付きのゴーグルもあります。
- 大縄跳びや跳び箱など、難しいものもありますが、挑戦を促してみましよう。ゆっくりしたスピードから始めたり、目印になる色やマークを付けたりする工夫も有効です。
- 球技は、ボールが見えないために危険なことがあります。ドッジボールを転がすルールにしたり、柔らかいボールや音の出るボールを使ったりするなど、用具やルールを工夫することで参加できるようにします。
- ダンスや体操は、細かいところまでよく見えないので、動画を撮って見せたり、個別に動きを教えたりします。



家庭科

- 調理の際、包丁は決まった場所に決まった向きに置くようにします。まな板は、両面が黒と白に色分けされたものがあるので、食材によって使い分けると見やすいです。
- 裁縫で、糸を通すときには、糸通し（写真左）を使うと便利です。また、「糸を通しやすい針（ワンタッチ針）（写真右）」が市販されています。



5 : 全盲の児童生徒への支援

教室での配慮

児童生徒の迎え入れ

- 他の児童生徒から視覚障害について質問があった場合、自ら答えられるよう促してください。その際には、簡潔に説明できるようにあらかじめ指導する必要があるかもしれません。
- 褒めるときや注意するときには、言葉で伝えてください。表情や身振りは、視覚に頼れないため伝わりません。
- 「ここ」「そこ」などの指示語ではなく、明確で具体的な表現を使ってください。
- 付き添いの人を通さず、児童生徒本人に直接話しかけるようにしてください。
- 「見る」「見える」などの言葉の使用に神経質になる必要はありません。日常語として児童生徒も慣れていきます。
- 話しかけたり通り過ぎたりする際は児童生徒の名前を呼び、必ず自分の名前を名乗るよう周囲に伝えてください（児童生徒が声を認識している場合は不要）。また、その場を離れるときは必ず伝えてください。どれくらいで戻るか、または、戻らないかの情報も必要な場合があります。

安全面の配慮

全盲の児童生徒も、集会、校外学習、職場体験、社会体験、行事などの学校生活全体に積極的に参加するようにします。しかし、学校の物理的環境に慣れることは大きな挑戦でもあります。たとえば、体育の授業やトイレの使用など、様々な場面で配慮が必要です。以下の提案が児童生徒の安全確保に役立ちます。

- できるだけ早く校舎全体の案内を行ってください。（特に使用する教室・昇降口は丁寧に教えてください）
- トイレは、ペーパーの位置や水の流し方なども教えてください。
- 教室、廊下、階段などに物を置かないようにしてください。
- 備品の移動があった場合には必ず知らせてください。
- ドアや棚は開けっ放しにせず、閉めるか完全に開くようにしてください。
- 教職員と児童生徒にガイドの方法を教えてください。
- 校外学習や不慣れな場所では、同級生や大人をガイド役に指名してください。
- 身体的補助を行う前には、必ず本人の許可を得るようにしてください。

座席の配置

座席位置の決定は、児童生徒・保護者・担任・視覚支援学校コーディネーターと相談して決めましょう。

- 通常は教員の近くで指導が受けられるように前方に配置されることが多いです。
- ただし、機器の使用や個人の好みによっては後方や側面を希望する場合があります。

指導上の工夫

- 点字資料が必要な場合は、時間的な余裕を持って鮮明なコピーを点訳者（ボランティア等）に提供してください。
- 視覚的な手がかりや板書が使えないため、活動内容、非言語的な反応、授業の導入や締めくくり、宿題の説明などを口頭で伝えてください。
- 次回の授業で使う教材については、事前通知してください。
- 具体物や実体験を用いた指導を重視し、可能であれば「手で触れて学ぶ」教材を使用してください。
- 必要に応じて個別での補足説明を行い、理解度を確認してください。
- 語彙や概念は、視覚以外の感覚を使って事前に体験させたり、説明したりしてください。（例：図書室の事前案内、骨格模型を用いて理解させる、など）
- 「このことは、今まで学んだこととどう関係するかな？」という問いかけで、思考の整理と関連付けを支援してください。
- 点字使用者は記述に時間がかかるため、量より質を重視してください。
- 規則や行動に関しては、他の児童生徒と同様に接してください。
- ハンドオーバーハンド（手添え指導）技法は、技能習得に効果的です。
- 主張する力や助けを求めたり断ったりするスキルを身につけられるように支援してください。
- 依存を防ぎ、自立的行動を促す教育を意識的に取り入れてください。

試験への配慮

- 試験の時間を延長できるようにします。外部の試験は、主催者に申請することで試験時間の延長を認められる場合があります。大学入試でも延長をしている例があります。時間延長の目安は、原則として最低限 1.5 倍程度です。
- 試験を複数回に分けて実施しても構いません。
- 設問数を減らします。
- 代替的な評価方法を用いることを検討します。
- 代筆者を用意するやり方もあります。
- 口頭試験や録音解答、プリントアウトでの提出を認めてもよいでしょう。
- 採点をするときには、シールを使用すると分かりやすいです。

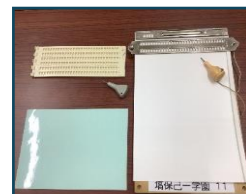
持ち物の管理

- 児童生徒が作業スペースを自身で整理・管理し、責任を持って使うことを促してください。
- 所定の収納場所を設け、児童生徒がそこに物を置くように指導してください。
- 物品の保管には、容器やファスナー付き筆箱などを使ってください。
- 転がりやすい物のためにトレイを設置してください。
- 落とした物を安全に探す方法を指導してください。
- バインダーやフォルダーに点字ラベルを貼付するように指導してください。
- 教材や機器のための十分なスペースを確保してください。
- 点字教科書は保管により多くのスペースを要します。立てて収納するのが望ましいです。

全盲児童生徒への教科等の支援

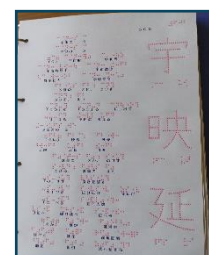
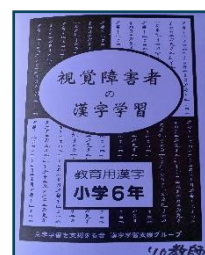
点字

点字は、視覚障害者が学習をするために必要な文字です。触覚を使って読む文字で6つの点の配置によって構成されています。点字盤、携帯用点字器（写真上）の他、パーキンスブレイラー（タイプライター）（写真下左）があります。紙の他にも、シールになっているタグペーパーがあります。また、パソコンでの入力・出力もできます。ブレイルメモ（写真下右）は、パソコンと連携して情報をやりとりすることができます。点字教科書、パーキンスブレイラー等を置くために、十分なスペースの確保が必要です。



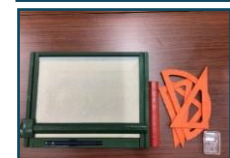
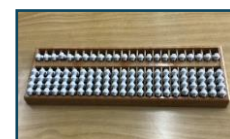
国語

- 点字には、ひらがな、カタカナ、漢字という区別はありませんが、知識は必要です。特にパソコンで入力する場合、同じ音でもどの漢字が使われるのかを学ぶ必要があります。晴眼者とメール等のやり取りをする際にも漢字混じりの文章を書けることは大切です。
- 「視覚障害者の漢字学習」 点で漢字を表記しており、触って字体を学べます。（写真左表紙、写真右内容）



算数・数学

- 視覚障害者用ソロバン（写真上）：軽く触れただけでは、珠が動きにくい作りになっています。3桁ごとに凸の印がついています。
- レーズライター（表面作図器）（写真中）：ラバーマットの上に特殊なレーズライター用紙をセットし、その上をボールペンで描くと描いた部分が浮き上がってきます。触って文字や図形を識別できます。
- 図形やグラフなどは、触って分かるもの（点図、立体コピー、製図テープなど）を使用します。
- 触れる定規 簡易コンパス（分まわし）（写真下）：目盛りを触って確認できます。



音楽

- 点字で表記された楽譜があります。（耳で覚えて歌ったり演奏したりすることが多いです）
- 歌唱時は、歌詞の内容をイメージすることが困難なため、言葉による詩の朗読を聞き、イメージづくりをします。
- 音楽鑑賞で曲の中で使われる楽器について学ぶ際、どのような形の楽器がどのような音を奏で、どのように演奏されているかが分かりにくいです。そのため、なるべく実物の楽器に触れ、音を実際に出す経験を積むことで、楽器に対する理解を深めることができます。

理科

- 触知可能な教材を使用します。（詳細な情報は伝わりにくい）
- 実験での変化の説明や計測補助が必要です。
- 実験前に器具や材料に触れる機会を与えます。
- 可能な限りで実物を用意します。（生き物等で実物を用意できない場合は模型）
- 感光器（写真左）やカラートーカー等の機器（写真右）を用いて、光や色の変化を観察できます。
（スマホアプリ「ライトディテクターLight Detector」は、光の強さが音量の変化で分かります）
- 一人一つの実験器具を用意します。



社会

- 触察用地球儀（写真）、触知地図や点字地図帳の使用（素材例：糸、モール、毛糸、発泡スチロール、アルミホイール、粘土、砂、石膏、紙粘土、紙やすり、レジン）
- 両手で把握できる小さくてシンプルな地図がよいです。
- 折れ線グラフは苦手。図・表・グラフなどは学習を効率化するものなので、そのことを踏まえて準備します。（グラフと共に数値を併記すると分かりやすい）
- 社会経験が不足しがちなので、配慮が必要です。
- 情報量は限定的にし、必要に応じて複数の地図を用意します。



図工・美術

- 生まれつき盲の児童生徒は色という概念がないため、色の名前と一般的な物の色（例：灰色のゾウ、白い雪、青い空）を具体的に伝えます。
- 洋服のコーディネートをする上で、色の組み合わせの理解が必要です。
- 画用紙を金網の上に置いてクレヨンで描くと触知できます。
- はさみの使用は困難ですが、習得は可能です。
- 浮き彫り線付きの紙で塗り絵の範囲を示します。
- 粘土や紙の彫刻、テキスタイル、立体造形、指絵具などが推奨されます。

体育

- 一般的なスポーツについては、道具や環境、ルールなどについて伝え、できる範囲で経験させます。陸上、水泳、柔道など、少しの支援で同じようにできるものがあります。
- 全盲でも楽しめるように工夫されたスポーツがあります。（フロアバレーボール・ブラインドサッカー・ゴールボール・グラウンドソフトボール・ブラインドテニス・サウンドテーブルテニスなど）
- 動きを教えればダンスも楽しめます。

家庭科

- 実技では、物の配置のルールを決め、よく把握してから活動するようにします。
- 菜箸を白杖のように使うことは、加熱調理中の火傷を防ぐことにつながります。
- 両手で食材を包むようにして両親指の間を食材の中心とみなすことで、半分の位置を定めることができます。
- 熱源を使う調理では、加熱はすべてコールドスタート（油や具材を先に入れてから加熱を開始）を行うことで安全に調理できます。加熱の加減を判断しづらいため、調理の仕上げとして電子レンジで加熱することもあります。
- 手縫いの際、布端から縫い代部分にマスキングテープを貼ることで、まっすぐに縫いやすくなります。

技術科

- 授業開始前に部屋を案内します。工具配置のルールを徹底し、1対1で工具の確認と配置を学習します。
- 授業中は騒がしく集中しづらいため、教員（補助者）との個別活動が望ましい場合があります。
- 電動工具より手工具を優先し、手を添えて指導します。必要に応じて設備を調整・改良します。
- 板目紙や薄いベニヤなどで型枠の治具を作り、加工部分を明瞭化します。
- プログラミング学習では、音の動きで出力結果が分かるロボット教材の活用ができます。

6：視覚障害のある児童生徒への特別な指導

視覚に障害のある児童生徒は、以下の分野では、視力に問題のない児童生徒よりも意図的な指導が必要になります。

- 視覚障害に関する知識
- 社会性
- 日常生活スキル
- 所有物の整理整頓とスケジュール管理
- キャリア教育
- 余暇・レクリエーション
- 性教育

視覚障害に関する知識

児童生徒は、自身の視覚障害の原因について理解し、他者に説明できることが必要です。この理解は、自己受容と適応力の形成につながります。以下の内容を児童生徒が理解できるよう支援します。

- 眼の構造と機能
- 眼科医療と支援制度
- 診断名、原因、影響、予後など自身の視覚障害に関する情報
- 視覚を最大限活かすための環境への適応方法
- 身体障害者手帳の取得 福祉の利用

社会性

視覚障害は、適切な社会的行動や基本的な生活スキルの習得に影響を及ぼす可能性があります。他の児童生徒が観察や模倣によって自然に学ぶ社会的スキルも視覚障害のある児童生徒には明確な指導が必要です。

- 話し手の方を向く。
- 体の揺れや目を押すなど、視覚障害に見られがちな行動を年齢や状況に応じて修正する。
- 多くの児童生徒は受け身になりがちなので、相手と会話する際には、きっかけになる語彙を用意しておくなど、働きかけ方を練習しておく。
- 他者のパーソナルスペースを理解し尊重する。自分のスペースを丁寧に守る方法も学ぶ。
- 触覚を使って物体を探求し、正確な概念を形成する能力をつける。ただし、触れてよい場面とそうでない場面の区別を知ることが必要。
- 相手に何かをやってほしいなど、言葉で要求を伝えられるような語彙力や気持ちを育てる。
- 集団活動への参加
- 非言語コミュニケーションスキル（表情、身振り、体の動き）の理解と解釈
- 礼儀正しい行動の習得と実践
- 感情の認識と社会的に受容される表現方法
- 自分の強みと弱みの理解
- 自分の視覚障害に対する気持ちを言葉にして共有する
- 同調圧力に気づき、その対処法を考える。
- 思春期におけるカウンセリングや心理的支援の活用。これは、恋愛や自動車運転の可否などを受け入れる時期であり、見た目や行動が重視されるこの時期に健全な自己像を育てることが特に重要である。

日常生活スキル

すべての児童生徒は、障害の有無に関係なく、日常生活スキルを学ぶ必要があります。家庭での役割分担は、自尊心の形成とADL（日常生活を送る上での基本的な動作）の習得において重要です。

- 身だしなみと衛生管理
- トイレの利用などの身辺処理
- 衣類の着脱、整理、手入れ
- テーブルマナーと食事方法・外食のマナー
- お金の管理・買い物
- 掃除や家事・食事の準備
- 電話やスマートフォン、パソコンの使用
- 健康と安全に関する知識
- 時間概念の理解
- 自己主張
- 問題解決と意思決定

所有物の整理整頓とスケジュール管理

- 本、教材、道具の整理と定位置管理。必要な時に取り出し、使い終わったら戻す。
- 期限内に課題を終える感覚の育成
- 課題の時間配分と調整能力
- 持ち物や道具の管理責任を持つ態度の育成
- 住所録、カレンダー、日記などの個人整理ツールの使用
- 時間割の理解
- 課題、成績、スケジュール変更の管理

キャリア教育

視覚障害のある人の進学や就労は、現在も継続的な課題となっています。キャリア教育は、視覚障害のある成人が就労するためにとても大切です。多様な職業選択肢について意図的な取り組みが必要です。児童生徒向けのキャリア教育（探究段階）では、地域社会での見学や体験が有効です。これにより、実際の職業や働く人々の様子に触れることができます。児童生徒は、自身の限界と可能性を現実的に理解する力を養わなければなりません。将来、就業する上で大切な「職業の準備性」の土台からの積み上げを、教育と家庭が連携して行うこともキャリア教育の一環になります。

特に以下の項目に重点を置いてください。

- 自己認識（強み・弱み・興味・能力・価値観等）
- 将来に向けての目標
- 職業に必要な能力
- 職業意識の形成
- 面接のスキル
- 履歴書の作成
- 職探しの方法
- 奨学金の情報への理解
- 障害のある学生を支援する大学等の制度の理解
- 視覚障害に関連する進学や就労上の課題（学校や職場での合理的配慮など）
- 重複障害のある児童生徒の場合、地域や福祉とのつながりが重要

余暇・レクリエーション

余暇・レクリエーション活動は、児童生徒の年齢および機能的視覚によって異なります。これらの活動には、ごっこ遊びやおもちゃ遊びから、芸術活動やテクノロジー・機器の使用まで幅広く含まれます。余暇活動は、児童生徒が自分の能力を発揮し、活動的に過ごし、自尊心を高め、緊張を和らげ、他者と良好なコミュニケーションを築き、自己肯定感を高める機会にもなります。

多くの余暇活動は、楽しい生活につながるでしょう。また、学校で習得した学習内容を応用する機会にもなります。視覚障害のある児童生徒は、これらの活動を積極的に行えるように、周囲からの励ましがが必要です。

- 社会的な遊び（かかわり）や集団での活動
- 地域のクラブやグループへの関心
- 体を使った遊び、運動、フィットネス、スポーツへの関心
- 動物や自然に対する楽しみ
- 趣味に対する関心
- 読書・書くこと・話すこと・演劇などを余暇として楽しむ
- 科学やITを余暇目的で使う
- 習い事（音楽、ダンス、体育、演劇、水泳、ダンスなど）への関心

性教育

視覚に障害のない子どもたちは、幼い時に、親や兄弟姉妹、友人との身体的特徴の比較を何度も経験しています。これに対して、視覚障害のある子どもたちは、初期の発達段階において性に関する直接的な教育を受けることがほとんどありません。そのため、学齢期に入ったときにはすでに同年代の健常児よりも性意識や性の発達において遅れをとっているのが実状です。視覚障害がある場合、性教育はできるだけ早期から意図的に行うことが大切です。

性教育には、多様なスキルと概念の指導が必要です。

- 性別認識の確立：早い段階で始める必要があります。視覚障害のある幼児児童には、性別に関する手がかりに触れるなどして明確に教える必要があります。
- 年齢に応じた語彙の習得：性器および生殖器の正しい名称、および性的な対象物や行動を指す用語を含む。
- できるだけ正確な模型の使用
- 適切な年齢での生殖過程および避妊の指導
- 初潮を迎える前の女子に対する感情面・身体面での準備
- 思春期を迎える前の男子に対する感情面・身体面での準備
- プライベートな性的活動の適切な時間と場所
- 愛情表現の適切な方法
- 親密な関係性の築き方
- 性感染症に関する知識
- 性的虐待に関する知識

7： 機器・最新の技術・教材

視覚補助具

弱視の児童生徒は、どのような視覚補助具が自分のニーズに合っているのかを検討する必要があります。そして、見えやすく疲れにくい環境で学習を進めることが大切です。視覚補助具は、紙面上や黒板上の文字を大きく見せたり、近距離や遠距離の物体の細部をより明確に見せたりするために使用されます。

近くのを拡大するには、ルーペを使用します。低年齢の場合、置き型ルーペ（写真下左2枚）が使いやすいですが、効率はいくもありません。手持ち式（写真下右2枚）は、小型のものもあり携帯に便利です。両手を使いたい場合には、眼鏡に装着できるものもあります。



黒板など遠くのを拡大して見るときには、単眼鏡（写真右）やタブレット端末・スマートフォンを使用します。単眼鏡は倍率がいろいろあるので、実際に使用してみたり、練習したりして、自分に合ったものを選んでいきます。



拡大読書器（写真右）は、印刷物、手書き資料、図表などを電子的に拡大し、モニターに表示します。据え置きタイプの他に、携帯用もあります。黒板を写すことができる機種もあります。アプリをダウンロードしてワイヤレス接続を行うことで、iPhoneを拡大読書器として使用できる機器もあります。



ICT（情報通信）教育（PC/コンピューター インターネット スマートフォン タブレット端末など）

情報機器は、視覚障害を持つ児童生徒にとって非常に重要な役割を果たしています。例えばPCは、「PC-Talker」（ピーシートーカー）に代表される音声読み上げソフトを使うことで、視覚に頼らず画面の状況などを把握し、基本的な操作（^{オフィス}officeなど）はキーボードのみでほぼすべて行うことができます。

スマートフォンには、音声読み上げ機能が入っているものが多く、例えば視覚障害者の利用率が高いiPhoneでは、「VoiceOver」（ボイスオーバー）という機能で読み上げさせ、特有のジェスチャーを使って操作を行います。通常の用途に加え、視覚障害を補うための支援アプリなども活用できます。

いずれの機器も、弱視の児童生徒は、文字の拡大やコントラスト、色彩などの変更ができるので、自分の見えやすい環境を整えることができます。なお、教科書についても、スマートフォンやタブレット（iPad）にPDF版を入れて閲覧することができます。

加えて、点字利用者は、点字ディスプレイという端末を使うことで、場所を選ばずに点字による読み書きやスケジュール管理などが可能になります。

日本眼科医学会のホームページに「ロービジョンの方におすすめのアプリ、サイト紹介」が載っています。

<https://low-vision.jp/news/1299/>

図書 視覚に障害のある児童生徒の読書手段には、以下のようなものがあります。

点字図書

点字データをプリンタで打ち出した紙媒体のものが一般的ですが、点字データを点字携帯端末に取り込んで読む方法もあります。また、文字だけでなく、絵も触って分かるように工夫された「てんじつき 触る絵本」も出版されています。

拡大図書

弱視の人が読みやすいよう、文字や図版を拡大した図書です。通常の出版物より大きな活字で 出版社から出版された資料を「大活字本」、読者一人一人のニーズに合わせた形で ボランティア等が文字を拡大して作成した資料を「拡大写本」と呼んでいます。

録音図書

専門の音訳者が本を朗読し、それをCDに記録した図書です。デジジーという、一般の音楽CDとは異なる形式で記録されているため、再生には専用のプレイヤーや専用の再生ソフトをインストールしたパソコンが必要になります。音声のみの「音声デジジー」の他、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができる「マルチメディアデジジー」もあります。

※ 「サピエ」では、様々な情報を点字や音声データで提供しています。 <https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>

身体障害者手帳の取得

手帳を取得すると、「補装具費」の支給や、「日常生活用具」の給付を受けることができます。原則として利用者の負担は1割ですが、世帯の所得に応じて設定されます。

「補装具」には、盲人安全杖（白杖）、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）があります。「日常生活用具」には、点字器、点字タイプライター、点字ディスプレイ、点字図書、視覚障害者用のPC（コンピューター）周辺機器やアプリケーションソフト、拡大読書器、盲人用時計、音声式体温計・体重計などがあります。支給や給付を受けるには、お住まいの自治体の障害福祉担当窓口で相談してください。

その他、医療費の助成、税金の軽減、公共料金や交通費の割引など受けられる場合もあります。

8：歩行（定位と移動 O&M オリエンテーションとモビリティ）の指導

歩行指導は、視覚障害のある児童生徒が自立して安全に移動できるようになることを目的としています。「定位」とは、自分の身体が空間の中でどこにあるか、周囲の環境がどうなっているかを把握する能力であり、「移動」とは、ある場所から別の場所へ円滑に移動するための具体的な技術を指します。歩行の技術は、全盲だけでなく、低視力の人や視野の狭い人にとっても安全上重要で、丁寧な指導が必要です。

歩行指導者は、支援者となる晴眼者のガイド技術、屋内での歩き方、防犯技術、白杖の使い方、道路横断、公共交通機関の利用、メンタルマップを作り実際に目的地まで歩くこと、などを教えます。歩行は、児童生徒の教育課程や時間割の中に組み込む必要があります。個別プログラムは、以下の要素を考慮して決定され、歩行に必要な基礎的能力を育成していきます。

- 環境認識：気温、風の流れ、太陽の位置、匂い、音、床の壁の素材、家具の配置、廊下の物体などの認識
- ランドマークの特定：自立移動を助ける情報（例：「左手最初のドアが図書室」「床がツルツルのタイルからザラザラのゴム材に変わる場所が階段の前」など）
- 部屋の建物の構造把握：模型を使って、角、ドア、窓、暖房機、地下室、廊下などの構造を理解させる。（幼少期に車・電車・人形などのミニチュアで遊んでいると、実際の大さを小さくしているというイメージを持ちやすい）
- 方向の理解：「前後左右」「東西南北」などの基本方向概念
- 奥行き知覚の理解：階段、縁石、地形など、物体同士の総体的な距離の認識

※視覚に障害のない児童生徒は、観察により自然に環境を学びますが、視覚障害がある場合には、この能力が制限されます。視力の低下が大きいほど、環境学習には困難が生じます。

移動スキル

移動スキルは、生徒の特性や状況に応じて適切なものを選択する必要があります。代表的なスキルは以下のとおりです。

- 晴眼者のガイド：移動の一手段として、晴眼者のガイドによる支援があります。ガイドは、視覚障害者に肘の上または、肩を軽く持ってもらい、半歩前を歩きます。教師・スタッフ・家族・同級生がガイド役を務められるよう、適切なガイド技術の習得が必要です。
- 白杖の使用：白杖は、視覚障害のある児童生徒が使用できる移動補助具です。白杖には、3つの役割があります。1つ目は、障害物や段差を検知し、衝突や転落を防ぐことです。2つ目は、歩行中に路面状況や周囲の状況を把握するための情報収集です。3つ目は、視覚障害であることを周囲に知らせ、安全を確保することです。早期から白杖使用に対する肯定的な態度形成を図ることも大切です。（白杖の携行は、法的に義務付けられています）
- トレイリング：移動時に壁や家具などの表面と常に接触を保ちつつ移動する方法です。主に、頻繁に通る経路上のランドマークを記憶し、定位を助けるために使用されます。（方法：片腕を体の前方から外側に45度の角度で伸ばし、手の甲を接触面に沿わせる）
- 防御技術（屋内）：障害物との衝突から体を守る技術で、片腕を使って上方または下方の動作を行います。
 - 上部防御：肘を曲げ、手のひらを前方に向けて顔や頭部を守る高さに構える。
 - 下部防御：肘を伸ばし、手のひらを内向きにしてお腹の前に構える。
- 物探し（屋内）：落とした物を安全に見つけるための方法。
- 移動経験：概念形成のために様々な経験が必要です。一人で歩けるようになるためには、学ぶべきことがたくさんあり、細かいステップで指導していくことが大切です。
 - 指示に従った移動、または、自発的な目的に向かう移動
 - 触覚地図を用いたルート計画、ランドマークの並びに従った移動、逆方向からの帰還などが求められます。
 - 家庭内・学校内・地域・町・都市の中で移動できることが理想です。
 - 道路横断も多様なタイプに対応する必要があります。
- エレベーター・エスカレーター・回転ドアの利用
- 公共交通機関に利用
- 未知の地域での移動
- 悪天候下での移動
- 社会的スキル：公共の場における適切な行動も不可欠です。
 - 誰に・どこで・どのように助けを求めるか。
 - 助けを断る方法
 - 公共の場での礼儀作法
 - 買い物スキル
 - レストランでのマナー
 - 電話やメールでの連絡方法
 - 持ち物の管理
 - 金銭やICカードの利用



『学びのサポート』

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園
視覚支援センター



住所 〒350-1175
川越市笠幡85-1
電話 049-231-2121
ファックス 049-239-1015
メール soudan@mo-sb.spec.ed.jp
ホームページ <http://mo-sb.spec.ed.jp>



相談してね!

令和7年9月 第1版 発行